新潟病院奨学金貸与要領 第11条第一項ただし書き にかかる育児休業期間の取扱いについて

標記について、以下のとおり取り扱うこととする。

- 1. この取扱いは、奨学生が当院へ採用され奨学金返還債務免除期間中に育児休業を取得した場合に行う。
- 2. 産前・産後期間は業務に従事した期間とみなす。
- 3. 育児休業が終了し復帰の発令がされた日をもって復帰とする。
- 4. 育児休業を取得した期間は、復帰後、債務免除決定に必要な「業務に従事した期間」に加算される。
- 5. 期間の算出については1日単位とする。
- 6. 奨学金返還債務免除にかかる猶予期間は復帰時に決定し、決定後に期間の延長は認めない。育児休業が延長された時は債務免除せず一括返納とする。
- 7. 勤務に従事した期間が育児休業前及び復帰後の期間を通算して1年を超えた場合、その属する年度の末日をもって債務免除の対象とする。